

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年1月7日 ()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	関市 21205
地域名 (地域内農業集落名)	武儀・上之保地域 武儀(雁曾礼、武儀倉、大洞町、岩山崎、水成、祖父川、栗野、日根、久須、温井、寺田、多々羅、間吹、乙龟、若栗、小宮、百々目木、大門、戸丁、町、殿村、轡野、上野、西洞、多良木、古布) 上之保(鳥屋市、行合、川下、川中、川上、和田野、山本、先谷、名倉、明ヶ島、船山)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	270.63 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	270.6 ha
② 田の面積	192.55 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	78.05 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の高齢化が進み、70歳以上の農業者で後継者未定の方が多く、今後、農地についての受け手確保・調整が必要。
- ・鳥獣害対策の柵が古くなり修理が必要。
- ・川の改修工事に伴い水がとれない。(多良木地区)
- ・耕作放棄地の増加。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業を従事することができるよう地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- ・農地中間管理機構への貸付けを地域や個人が支援することにより、農業を担う者が農地の集積・集約化しやすいように地域として取り組んでいく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	16 %	将来の目標とする集積率	17 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

- ・地域の農業を担う者や農業関係者などが地域の農地に関する協議を行い、目標地図を見直すことで農用地の集団化・集約化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組

- ・農地利用は、農業を担う者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

- ・将来の経営農地の集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用していく。
- ・農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者の貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

- ・武儀地域では農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ・地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ・水稻の減農薬などに積極的に取り組む。
- ・農作業の効率化を図るためにスマート農業の導入を検討する。
- ・特産品であるゆず、パッションフルーツなどの園芸作物の生産拡大に取り組む。
- ・耕作が困難な農地については、多面的支払交付金の活動により保全・管理等を行う。
- ・農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。
- ・飼料作物(WCS)を地域の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、水稻栽培農家に供給する。
- ・田んぼダムの取組を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上での表示	
認農	A	露地果樹(パッションフルーツ)	0.35 ha	ha	露地果樹(パッションフルーツ)	0.35 ha	ha	A	
認農	B	水稻	11 ha	2 ha	水稻	4 ha	ha	B	
到達	C	パッションフルーツ・麦・大豆	6 ha	ha	麦・大豆・飼料用稻	7 ha	ha	C	
認農	D	水稻・畑作	10 ha	13 ha	水稻・畑作	15.3 ha	8 ha	D	
到達	E	水稻	0.8 ha	ha	水稻	1.4 ha	ha	E	
認農	F	露地果樹(ゆず)ゆず加工	6 ha	ha	露地果樹(ゆず)ゆず加工	6 ha	ha	F	
到達	G	水稻	1.5 ha	2 ha	水稻	1 ha	1 ha	G	
認農	H	水稻・畑作・繁殖牛	0.4 ha	ha	水稻・畑作・繁殖牛	1 ha	ha	H	
到達	I	水稻	5 ha	5 ha	水稻	5 ha	5 ha	I	
到達	J	水稻	3 ha	3 ha	水稻	3 ha	3 ha	J	
認就	K	キヌア	0.02 ha	ha	キヌア	0.8 ha	ha	K	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		44.07 ha	25 ha		44.85 ha	17 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」。上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業

5. 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め

備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、ハイブリッド利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。